

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第144号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第201号）

「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」の9-5ページにおけるL3地すべりブロックのL3-1ブロックの頭部に見られる陥没地とそれを取り巻く滑落崖が形成された時期を記載した文書

2 本件公開請求に対する処分の内容

- (1) 決定内容 不存在決定
- (2) 決定理由 総合的に判断したものであり、個別的理由を記載した公文書は存在しないため。

3 担当課（所）

土木部河川課

4 異議申立て等の経緯

- (1) H22. 11. 22 公開請求
- (2) H22. 12. 6 公開決定
- (3) H23. 1. 28 異議申立て
- (4) H24. 5. 1 諮問
- (5) H26. 6. 24 答申

5 諮問に係る審査会の判断結果

本件公開請求に係る公文書につき、不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	実施機関は、本件業務委託においては、地すべり活動の推定は行っているが、地すべり活動による滑落崖が形成された時期の特定まではその成果として求めているので、本件公開請求に対応する公文書は存在しないと述べている。 異議申立人は、このような解析を行った根拠となる文書は存在するはずと主張しているが、実施機関が地すべりに伴う陥没地形等の形成時期について、業務委託の成果として求めているとしており、他に本件公開請求に対応する公文書の存在をうかがわせる事情も認められないので、実施機関において、本件公開請求の対象として特定すべき公文書を保有していないと判断せざるを得ない。

6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)

答申第144号

# 答 申 書

平成26年6月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年11月22日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

なお、「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）におけるL3地すべりブロック（以下「L3ブロック」という。）は、L3-1及びL3-2の2ブロックに分割して解析されているところ、異議申立人は、山側をL3-2ブロック、川側をL3-1ブロックと記しているが、実施機関が保管している本件報告書では、山側をL3-1ブロック、川側をL3-2ブロックと記載されているので、以下この表記にしたがって記述する。

（公開請求に係る公文書の内容）

本件報告書の9-5ページにおけるL3-1ブロックの頭部に見られる陥没地とそれを取り巻く滑落崖が形成された時期を記載した文書

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成22年12月6日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

総合的に判断したものであり、個別的理由を記載した公文書は存在しないため。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成23年1月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成24年5月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、本件報告書において、L3-1ブロックが先に滑動し、次に犀川の河床低下後、L3-2ブロックが滑動したとしている。しかし、より古い時期の滑動により形成されたとされているL3-1ブロックには、その頭部に陥没地形とそれを取り巻く滑落崖が明瞭に残っているが、新しい時期に形成されたL3-2ブロックには全く残っていないのは不自然であるので、公開請求したものである。

実施機関の不存在理由では、「総合的に判断したものであり、個別理由を記載した公文書は存在しない」とされているが、その判断の理由、根拠がなければならない。

## 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び当審査会における説明で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書における地すべり機構解析において、地すべり活動の推定は行っているが、地すべり活動による滑落崖の形成された時期の特定までは、業務委託の成果として求めているため、請求に係る公文書は存在しない。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

L3-1ブロックの頭部に見られる陥没地形とそれを取り巻く滑落崖が形成された時期を記載した文書である。

### 3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

実施機関は、本件業務委託においては、地すべり活動の推定は行っているが、地すべり活動による滑落崖が形成された時期の特定まではその成果として求めているので、本件公開請求に対応する公文書は存在しないと述べている。

異議申立人は、このような解析を行った根拠となる文書は存在するはずと主張しているが実施機関が地すべりに伴う陥没地形等の形成時期について、業務委託の成果として求めているとしており、他に本件公開請求に対応する公文書の存在をうかがわせる事情も認められないので、実施機関において、本件公開請求の対象として特定すべき公文書を保有していないと判断せざるを得ない。

また、異議申立人の解析に関する主張については、当審査会はその当否を審議する立場になく、本件処分に対する判断を左右するものではない。

### 4 諮問の遅れについて

本件において、異議申立てから諮問までに約1年3か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とはいえず、実施機関にあつては、今後、適切な対応が求められる。

### 5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年4月23日	○諮問を受けた。(諮問案件第201)
平成24年8月27日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成24年11月8日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成25年11月21日 (第245回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年5月1日 (第250回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年5月30日 (第251回審査会)	○事案の審議を行った。